

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

1 事業所の概要

事業所名	東御市地域包括支援センター
所在地	東御市鞍掛197 (東御市総合福祉センター)
連絡先	Tel : 0268-64-5000 Fax : 0268-64-8880
管理者	早坂 美智代
営業日	月曜日から金曜日 (祝日、12月29日~1月3日は除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供地域	東御市内
事業所番号	2001900014

2 当事業所の事業所概要

事業者名	東御市
所在地	東御市県281番地2
連絡先 (代表)	Tel : 0268-62-1111 Fax : 0268-63-5431
代表者	東御市長 花岡 利夫

3 当事業所の従業員

管理者・主任介護支援専門員・介護支援専門員・社会福祉士・保健師又は経験のある看護師

4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費 (実費) の支払いが必要となります。

5 事業の目的・運営方針

事業の目的	地域の高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものです。 利用者の心身の状況そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行うことを目的とします。
-------	--

運営方針	<p>・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないように公平中立に行います。</p> <p>・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。</p>
------	---

6 提供する介護予防支援の内容

重要事項説明書の説明	重要事項の説明を行い、契約を締結します。「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を市へ届け出ます。なお、手続きのため、介護保険被保険者証をお預かりします。
状態の把握（アセスメント）	利用者のお宅を訪問し、利用者の基本的な情報を確認し基本チェックリスト、及び介護保険に申請している場合には認定調査結果などをもとに利用者やご家族の解決すべき問題を把握します。
介護予防サービス・支援計画原案の作成	アセスメントの結果をもとに、達成可能で利用者の意欲を引き出せるような生活の目標を利用者とともに明確にし、介護予防サービス・支援計画（「ケアプラン」という。）原案を作成します。介護予防サービス事業者等を選定していただきます。
サービス担当者会議の開催	関係する介護予防サービス等担当者を集め、ケアプラン原案について検討します。 目標とその達成時期、サービスの種類、内容及び料金等を利用者・家族に説明します。ただし、ケアマネジメントBの場合は必要に応じて、サービス担当者会議を行います。また、ケアマネジメントCの場合は行いません。
ケアプランの交付	協議・検討されたケアプランについて合意を得た上で、利用者へケアプランを交付します。
介護予防サービスの提供	ケアプランに位置づけられたサービスが、介護予防サービス等事業者等より提供されます。
状況把握（モニタリング）・評価	<p>（ケアマネジメントAの場合）</p> <p>サービスの実施状況の把握に努め、定期的に評価を行い、必要に応じてケアプランの変更を行います。なお、サービス利用開始後は3ヵ月に1度はご自宅を訪問させていただきます。また、状態の変化や必要に応じてケアプランの評価・変更等を行います。</p> <p>（ケアマネジメントBの場合）</p> <p>サービスの実施状況の把握に努め、定期的に評価を行い、必要に応じてケアプランの変更を行います。なお、サービス利用開始後は、6ヵ月毎に訪問などで状況確認をし、必要に応じてケアプランの評価・変更を行います。</p> <p>（ケアマネジメントCの場合）</p> <p>サービス利用3ヵ月で評価し、必要に応じて最大6ヵ月まで延長し評価を行います。</p>
給付管理	支給限度額の管理に必要な介護予防サービス等の利用実績を確認します。

相談・説明	介護保険や介護に関することは幅広くご相談に応じます。
医療との連携・主治医への連絡	ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の合意を得た上で、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。
財産管理・権利擁護等への対応	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合は、利用者の依頼に基づいて関係機関への連絡を行います。
要介護認定等の代行申請	利用者の意向を踏まえ、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の申請に必要な手続きを行います。 ただし、代行にあたっては、手続き上介護保険被保険者証をお預かりします。

※ケアマネジメントの類型は次のとおりです。

○ケアマネジメントA

介護予防ケアマネジメントにより利用する事業に、予防給付、現行相当のサービスが含まれている場合

○ケアマネジメントB

介護予防ケアマネジメントにより利用する事業に、訪問型サービスA（緩和基準）もしくは通所型サービスA（緩和基準）が含まれており、予防給付が含まれていない場合

○ケアマネジメントC

介護予防ケアマネジメントにより利用する事業に、訪問型サービスC（住民主体）もしくは通所型サービスC（住民主体）が含まれており、予防給付が含まれていない場合

※ケアマネジメントAについては、指定居宅介護支援事業者に業務委託を行うことがあります。

7 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する地域包括支援センターとしての提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

また、職員に対し、当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。当該計画は定期的に見直しを行い、必要に応じてその変更を行います。

8 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次に掲げる措置を講じます。

ア 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。

イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

ウ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

9 高齢者虐待防止

地域包括支援センターは、高齢者本人や居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、地域住民等多くの方々から寄せられる虐待の通報や相談に関し、事実確認を行い、高齢者虐待防止マニュアルに基づき、関係機関と連携して早期発見、早期対応に努めます。

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ア 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- イ 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ウ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- エ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

10 プライバシーの保護

当方は利用者にサービスを提供する上で知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報についてはサービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要になるため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印頂きます。

11 賠償責任について

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供に伴い、地域包括支援センターの責めに帰すべき事由により、利用者又はそのご家族の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当の範囲内においてその損害を賠償します。

利用者又はそのご家族が、自らの責めに帰すべき事由により、地域包括支援センター職員の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当の範囲内においてその損害を賠償していただきます。

その他紛争が生じたときは、上田地方裁判所をもって第一管轄裁判所とします。

12 相談窓口・苦情窓口

東御市地域包括支援センター	Tel：0268-64-5000 受付時間（平日）：午前8時30分から午後5時15分
---------------	---

介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口もあります。

東御市健康福祉部福祉課高齢者係	Tel：0268-64-8888 受付時間：（平日）午前8時30分から午後5時15分
長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	Tel：026-238-1580 受付時間：（平日）午前9時から午後5時